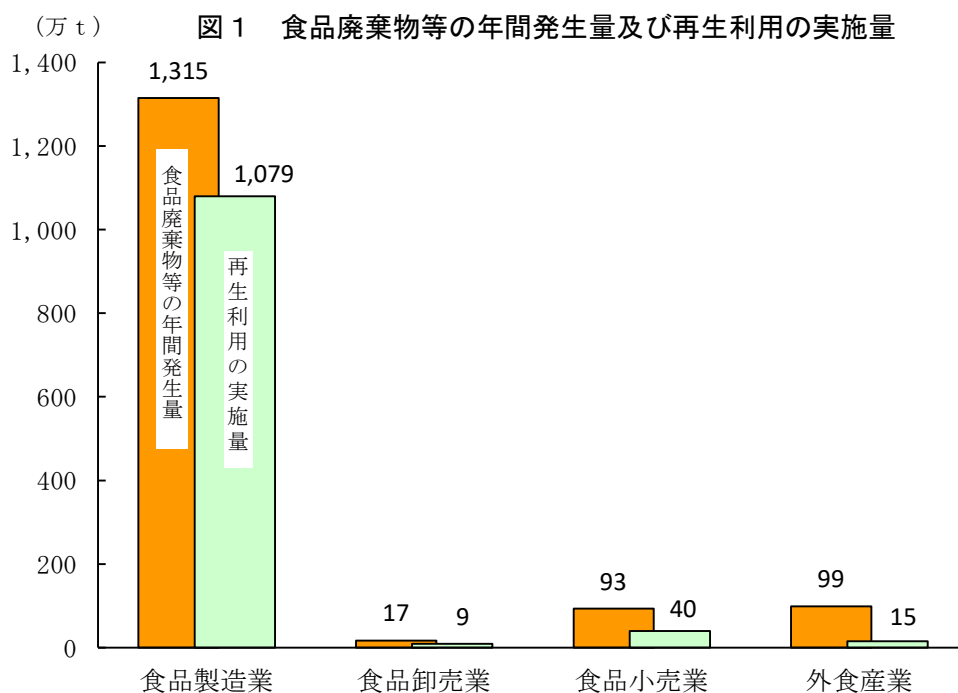


【調査結果の概要】

1 食品産業における食品廃棄物等の年間発生量及び再生利用の実施量

令和4年度の食品産業における食品廃棄物等の年間発生量は、食品製造業が1,315万t、外食産業が99万t、食品小売業が93万t、食品卸売業が17万tとなった。

また、食品廃棄物等の年間発生量のうち、再生利用の実施量をみると、食品製造業が1,079万t、食品小売業が40万t、外食産業が15万t、食品卸売業が9万tとなった。



本統計調査は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。）に基づく食品関連事業者のうち、食品廃棄物等の年間発生量が100t未満の事業所について行っている。上記は、本統計調査の結果のほか、食品廃棄物等の年間発生量が100t以上の企業からの食品リサイクル法第9条第1項に基づく定期報告（以下「定期報告」という。）による数値を加え、食品産業全体の数値として推計したものである。

2 食品廃棄物等の年間発生量100 t 未満の事業所における食品廃棄物等の年間発生量及び再生利用の実施量

令和4年度の食品廃棄物等の年間発生量が100 t 未満の事業所における食品廃棄物等の年間発生量は、外食産業が57万 t、食品製造業が19万 t、食品小売業が11万 t、食品卸売業が7万 t となった。

また、食品廃棄物等の年間発生量のうち、再生利用の実施量をみると、食品製造業が11万 t、外食産業が4万 t、食品小売業が4万 t、食品卸売業が3万 t となった。

